



2018年5月25日

各 位

会社名 株式会社ジーニー
代表者名 代表取締役社長 工藤 智昭
(コード番号：6562 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 遠藤 雅宏
(TEL. 03-5337-8218)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして無償で下記のとおり新株予約権を発行すること及び募集新株予約権について下記に記載のない事項が取締役会決議により定められた場合、当該事項は取締役会の決議をもって変更することができること、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求める議案を、2018年6月27日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保するため、ストックオプションとして、下記2記載の者を対象に新株予約権を無償で発行する。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

発行日（割当日）において当社に在任する従業員

3. 募集要項等

(1) 新株予約権の数

400個を上限とする。

(2) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

1株当たりの価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における金融商品取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする（以下「行使価額」という。）。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

なお、本号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、発行日（割当日）後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整が必要な場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

③ 新株予約権の行使期間

発行日（割当日）の翌日から2028年6月26日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(ii) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号(i)記載の資本金等増加限度額から本号(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使の条件等（行使価額および行使期間を除く。）

(i) 行使条件

- 1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について第6号(i)から(v)までに定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- 2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付

される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(ii) 相続

- 1) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本第3項の規定に従って未行使の新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者(以下「権利承継者」という。)が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
 - (a) 新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
 - (ア) 相続開始の年月日
 - (イ) 新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
 - (ウ) 権利承継者の氏名及び住所
 - (エ) 権利承継者の代表者(以下「承継者代表者」という。)の氏名及び住所
 - (オ) 上記(ア)から(エ)までのほか、当社の定める事項
 - (b) (a)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
 - (c) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、新株予約権の行使及び放棄その他、新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
 - (d) 権利承継者は、新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
 - (e) 権利行使期間中に上記(a)(ア)から(オ)までの事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
- 2) 本(ii)を除く本第3項の規定の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第6号(iii)の規定は適用されないものとする。

⑥ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の(i)から(v)までに基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の(i)から(v)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(当社が新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、株主総会の決議と読み替えるものとする。以下本号において同じ。)により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の(i)から(v)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (i) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ii) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (iii) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - 1) 当社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - 2) 当社又は子会社の従業員
 - 3) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (iv) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - 1) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 2) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員

若しくは従業員に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- 3) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - 4) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - 6) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - 7) 権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - 8) 権利者が本第3項の規定又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (v) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合(新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- 1) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - 2) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認(当社が新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、株主総会の承認と読み替えるものとする)を要する。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1号に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2号で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

第3号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(vi) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(vii) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 組織再編行為の際の取扱い

本号に準じて決定する。

(4) 発行日(割当日)

本株主総会の日から1年以内の一定の日

以上